

第 66 回（R6 年度）水道週間行事運営に係る企画提案実施要領

1 企画提案に付する業務

第 66 回（R6 年度）水道週間行事の運営に係る業務

2 企画提案実施の目的

「水道週間」は、6 月 1 日から 7 日にかけて国を始め、都道府県や市町村及び水道事業体により全国一斉に開催されるものである。

企業局においても、水道事業について県民の理解や関心を深めるため、水道週間中のイベント実施等によって広報活動を重点的に行うこととしている。

今回の企画提案により運営を委託する業者の選定を行うことで、数多くの県民の来場と安全管理の徹底を目的とする。

3 委託業務期間

契約締結日から令和 6 年 7 月 31 日まで（期間については調整可能）

4 提案上限額

提案上限額は、3,110,030 円以内（消費税及び地方消費税含む）とする。

ただし、当該金額は企画提案のために設定するもので、契約金額そのものではない。

5 参加資格

本件に係る企画提案に参加できる者は、原則として次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 沖縄県に本社、支社又は営業所等を有し、業務内容等に関する調整に円滑に対応できる体制を有する者。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者及び同条第 2 項各号に該当するものでないこと。
- (3) 直近の都道府県民税及び事業税に関し滞納がないこと。
- (4) 国または沖縄県から指名停止措置を受けている者でないこと。
- (5) 雇用する労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払っていること。
- (6) 労働関係法令を遵守していること。
- (7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による民事再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団でない者であり、同条第 6 号に掲げる暴力団員及びそれらの利益となる活動を行わない者であること。
- (9) 応募は単独に限らず共同企業体でも可とする。この場合の要件は以下のとおりとする。
 - ア 共同企業体を代表する事業者が応募を行うこと。
 - イ 共同企業体を構成する全ての事業者は、応募参加資格(2)~(8)の要件を満たす者であること。

- ウ 共同企業体を構成する事業者のいずれかが、応募参加資格(1)の要件を満たす者であること。
- エ 共同企業体の構成員が、単体企業としても重複応募する者でないこと。
- オ 共同企業体を代表する事業者は事業目的達成のため他の共同企業との連携を密にし、各事業の推進及び成果の達成を図るものとする。

6 作業スケジュール

(1) 企画提案募集の公告	令和6年3月4日(月)	
(2) 質問受付期限	令和6年3月18日(月)	17時
(3) 企画提案参加申込書の提出期限	令和6年3月22日(金)	17時
(4) 企画提案参加資格の結果通知	令和6年3月26日(火)	
(5) 企画提案書類提出期限	令和6年4月4日(木)	17時
(6) 第一次審査(書類審査)の結果通知	令和6年4月8日(月)	
(7) 第二次審査(プレゼンテーション審査)	令和6年4月11日(木)	
(8) 第二次審査結果通知	令和6年4月15日(月)	
(9) 契約締結予定日	令和6年4月19日(金)	

7 質問受付

本企画提案について質問のある者は、次のとおりに行うこと。

- (1) 質問受付期限：令和6年3月18日(月)17時(必着)
- (2) 質問に係る提出書類：
 - 「質問票」(様式7)にて、所定の事項を記入の上、電子メール：soumu@eb.pref.okinawa.lg.jp もしくは、FAX：098-866-2819のいずれかの方法で申し込むものとする。
- (3) 回答方法：質問者へ文書にて回答し、当該質問及び回答については、企業局ホームページにて公開する。

8 企画提案参加申込方法等

本企画提案への参加を希望するものは、次のとおりに申し込むこと。

- (1) 参加申込期限：令和6年3月22日(金)17時(必着)
- (2) 参加申込に係る提出書類(各1部)
 - ア 企画提案参加申込書(様式1)
 - イ 会社概要(様式2)
 - ウ 法人にあつては、登記簿謄本(登記事項証明書)
 - エ 個人にあつては、本籍地の市町村長の発行する身分証明書
 - オ 業務運営体制に関する証明(様式3)
 - カ 同種・同規模契約の履行実績(様式4)
 - キ 直近1年間の決算報告書(貸借対照表、損益計算書、株式資本等変動計算書)
 - ク 納税証明書
- (3) 提出場所：沖縄県企業局総務企画課(県庁12階) 担当：総務班

※持参又は郵送により提出すること。ただし、郵送の場合は到着確認が可能な手段を取るものとし、提出期限内に到着するように送付すること。

(4) 参加資格の結果通知：令和6年3月26日（火）までに通知する。

9 企画提案書等の提出

参加資格を有する旨の通知を受けた者で、企画提案に参加する者は、次のとおりに必要書類を提出すること。

(1) 提出期限：令和6年4月4日（木）17時まで

(2) 企画提案に係る提出書類（各6部）

ア 企画提案書のかがみ（様式5）

イ 企画提案書

ウ 経費積算書（様式6）及び、積算内訳書（様式6-1）

(3) 提出場所：沖縄県企業局 経営計画課（県庁12階） 担当：経営班（組織改編のため）

※持参又は郵送により提出すること。ただし、郵送の場合は到着確認が可能な手段を取るものとし、提出期限内に到着するように送付すること。

(4) 企画提案書の体裁

原則としてA4版縦置きを基本とする。（ただし、グラフ・表等は必要に応じて横置きにすることやA3版にして折り込むなど理解しやすいように適宜工夫すること。）

なお、企画提案書の記載にあたっては理解を容易にするために、必要に応じてイラスト、イメージ図等を追加すること。

(5) 企画提案書の内容

企画提案の内容については、「第66回（R6年度）水道週間行事運営に係る企画提案仕様書」によるものとする。

(6) 企画提案の辞退

企画提案を辞退する場合は、令和6年3月26日（火）までに申し出ることとする。また、令和6年4月4日（木）17時までに企画提案書を提出しなかった場合やプレゼンテーションの時刻に遅れた場合も、辞退したものとみなす。

10 企画提案の審査方法及び契約

(1) 第一次審査（書類審査）

応募のあった提案について、企画提案書の内容及び事業実績等を審査のうえ、上位5社を選定する。選定された者に対しては、結果及び第二次審査の実施日時等を通知し、選定されなかった者に対しては、結果のみを通知する。

なお、応募する者が5社に満たない場合は、第一次審査は行わないものとする。

通知は令和6年4月8日（月）17時までに電子メール又は書面で通知する。

(2) 第二次審査（プレゼンテーション審査）

企画提案書の内容、経費等について、企画選定審査会においてプレゼンテーション審査を実施し、契約候補者を選定する。

- ア 日時：令和6年4月11日（木）※詳細は後日、個別に通知する。
- イ 場所：沖縄県庁12階 会議室
- ウ 所要時間：30分（プレゼンテーション20分、質疑応答10分）
※提出された企画書に基づいて説明を行うこと。
※プレゼンテーションの順番は、おおむね企画提案書の提出順とし、プレゼンテーション用のツール（PC（Windows10）プロジェクター等）は事務局で準備する。
- エ 審査結果について：第二次審査にて、第一順位に選定された者を委託契約候補者とし、交渉の上契約を締結する。ただし、沖縄県企業局と第一位選定者間の契約交渉が不調の場合は、次順位以降の者を繰上げて、その者と交渉する。
- オ 審査結果の通知：第二次審査の結果については令和6年4月15日（月）までに電子メール又は書面で通知する。なお、結果についての異議申立て等は受け付けない。
また、第一順位の提案者との契約が不調になった場合、速やかに次順位以降の者へ連絡する。

11 審査の主な評価事項

企画提案審査会は、審査にあたっては以下の事項等について評価する。

(1) 一次審査（書類審査）

- ① 仕様書との整合性・・・仕様書で定めた項目に沿った内容となっているか。
- ② 積算内容の妥当性・・・積算方法は予算の範囲内で適正なものになっているか。
- ③ 応募書類に関する評価・業務実績及び、業務実施体制は十分か。
- ④ その他・・・・・・・・・・ 応募書類の作成等に不備は無いか。

(2) 二次審査（プレゼンテーション審査）

- ① 実施方針・・・・・・・・ 業務の目的や方向性を的確に捉えているか。
- ② 業務執行体制・・・業務を誠実かつ円滑に遂行できる体制及び業務計画であるか。
- ③ 本事業の理解度・・・仕様書の内容が十分に理解されているか。
- ④ 安全管理・・・・・・・・ 事故が起きないような工夫、万が一に備えた体制は十分か。
- ⑤ 独自提案・・・・・・・・ 数多くの県民が企業局に対して親しみを感じる内容になっているか。
- ⑥ 経済的合理性・・・予算内で効果的な提案になっているか。

12 留意事項

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。

- (1) 提出期限内に企画提案書等が提出されない場合
- (2) 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- (3) 本公募要領に違反すると認められる場合
- (4) その他選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為があった場合

13 その他

- (1) 書類提出にあたり、使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 提示金額は、企画提案のために設定した金額であり、実際の契約金額とは異なる場合がある。
- (3) 事業の実施に際しては、随時実施内容を協議しながら進めていくものとする。
- (4) 企画提案書類の作成及び提出に要する経費やプレゼンテーションに参加する経費等については提案者の負担とし、提出書類等については返却しない。
- (5) 提出された提案書、審査内容、審査経過については公表しない。
- (6) 契約手続きに関する費用は、受注者負担とする。
- (7) 再委託は原則として不可とするが、事前に申請し、県が必要と認める場合は可能であること。
- (8) 契約締結の際は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付すること。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項（※）の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

（※）契約保証金について（抜粋）

第101条 地方自治法施行令第167条の16第1項の規定による契約保証金の率は、契約金額の100分の10以上とする。

2 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
 - (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
 - (3) 契約の相手方が国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した二つ以上の契約を全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
 - (4) 法令に基づき延納が認められるときにおいて確実な担保が提供されるとき。
 - (5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
 - (6) 随意契約を締結する場合において、契約金額が小額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (9) その他、詳細は企画提案仕様書による。
- ※企画提案仕様書の内容は契約時に変更することがある。

14 書類等提出先（問い合わせ先）

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2

沖縄県企業局 総務企画課 総務班 知念

TEL : 098-866-2803 FAX : 098-866-2819

E-mail : soumu@eb.pref.okinawa.lg.jp

沖縄県企業局ホームページ : <https://www.eb.pref.okinawa.jp>

※令和6年4月より組織改編のため、担当者等は変更となります。